

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る
臨時提案等に対する政府の対応方針
(平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定)

【保育所における看護師配置補助要件の緩和】

従 来

乳児6人以上を入所させる保育所の保育士定数について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師1名に限って保育士としてみなすことができる。



新たに特区として対応

- 乳児4人以上6人未満を入所させる保育所の保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能になるよう特区において必要な措置を講ずる。

実施時期：平成22年10月14日より実施

【一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合の評議員の設置及び経理区分の明確化の緩和】

従 来

保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合には評議員会の設置及び経理区分の明確化が必要となっている。(ただし、経過措置として、平成23年度末まで猶予期間あり)



全国的措置として対応

- 保育所を経営する事業のみを行う社会福祉法人が一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合(両方の事業を行う場合も含む)については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。

実施時期：平成22年10月14日より実施

※地域子育て支援拠点事業については6月の本部決定はないが、7月に特区要望として挙がり、10月の本部決定で全国的措置として対応する事となった。